

事務連絡
平成24年9月28日

地方厚生（支）局保険主管課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災による被災者が受けたあん摩マッサージ指圧師の施術及びはり師、きゅう師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについて（その4）

東日本大震災による災害発生に関し、あん摩マッサージ指圧師の施術及びはり師、きゅう師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについては、「東日本大震災による被災者が受けたあん摩マッサージ指圧師の施術及びはり師、きゅう師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについて（その3）」（平成24年2月28日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により連絡したところであるが、今般、平成24年10月1日以降の取扱いについて、下記のとおりとするので、関係団体に周知を図るようよろしくお願いしたい。（改正カ所は下線を引いた部分）

記

1. 医師の同意書の取扱い

下記4の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診療所に他の外来患者が集中していること等の理由により医師から同意書の交付を受けることが困難な場合には、実際に医師から施術の同意を得ており、警戒区域等（※）の施術所（専ら出張のみにより業務に従事することとして保健所等に届出を行っている場合には施術者。以下同じ。）において施術を受けた場合に限り、脱臼又は骨折に係る施術も含め、療養費支給申請書（以下「申請書」という。）への医師の同意書の添付を省略することができることとする。

なお、この場合には申請書の摘要欄に同意書を添付できない具体的理由、同意をした医師の氏名及び住所又は連絡先、同意年月日、病名並びに要加療期間の指示がある場合はその期間（あん摩マッサージ指圧師の施術については症状、施術の種類、施術部位及び往療の必要の有無を含む。）を記載する

こと。

変形徒手矯正術については、その施術の態様に鑑み、直接に医師の診察を受けた上で同意を得ていることに特に留意する必要があることから、申請書の適用欄に診察年月日も併せて記載すること。また、申請書の適用欄に記載されたこれらの内容は施術録にも記載すること。

※警戒区域等…「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」（平成 24 年 1 月 31 日付厚生労働省保険局医保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、総務課医療費適正化対策推進室事務連絡。別紙参考参照。）の 1（1）の東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等をいう。

2. 再同意の取扱い

(1) あん摩マッサージ指圧師の施術（変形徒手矯正術を除く。）及びはり師、きゅう師の施術

下記 4 の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診療所に他の外来患者が集中していること等の理由により、初療の日から 3 ヶ月を経過した時点（初療の日が月の 15 日以前の場合は当該月の翌々の末日とし、初療の日が月の 16 日以降の場合は当該月の 3 ヶ月後の月の末日とする。）における医師の再同意の確認が困難な場合は、警戒区域等の施術所において施術を受ける場合に限り、初療の日から 6 ヶ月を経過した時点（初療の日が月の 15 日以前の場合は当該月の 5 ヶ月後の末日とし、初療の日が月の 16 日以降の場合は当該月の 6 ヶ月後の末日とする。）までは同意の確認を猶予することができることとし、その間に受けた施術については療養費の支給を受けられるものであること。

また、再同意について、同一の同意書により療養費を支給可能な期間は、医師による再同意から 3 ヶ月とされているところであるが、上記の理由による場合には、警戒区域等の施術所において施術を受ける場合に限り、再同意の日が月の 15 日以前の場合は当該月の 5 ヶ月後の末日まで、月の 16 日以降の場合は当該月の 6 ヶ月後の末日までとすること。

なお、この場合は申請書の摘要欄に医師の同意の確認が困難な具体的理由を記載するとともに、この猶予期間内に必ず医師の同意の確認を行うこと。

(2) あん摩マッサージ指圧師の施術（変形徒手矯正術に限る。）

下記 4 の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診療所に他の外来患者が集中していること等の理由により、初療の日又は再同意の日から 1 ヶ月を超えて施術を受ける必要がある場合で医師の同意書の交付を受けることが困難な場合には、直接医師の診察を受けた上で実際に施術の同意を得ており、警戒区域等の施術所において施術を受ける場合に限り、同意書の添付を省略できることとし、その間に受けた施術については療養費

の支給を受けられるものであること。

なお、この場合には申請書の摘要欄に同意書を添付できない具体的理由、同意をした医師の氏名及び住所又は連絡先、診察年月日、同意年月日、病名、症状、施術の種類、施術部位、要加療期間の指示がある場合はその期間及び往療の必要の有無を記載すること。また、申請書の適用欄に記載されたこれらの内容は施術録にも記載すること。

3. 往療の取扱い

片道16キロメートルを超える場合の往療については、以下の要件のいずれも満たす場合に限り、往療料の対象とすること。

- ① 下記4の「対象者」に該当する者であって、震災により居住場所を移した者を対象とするものであること
- ② 当該患者に対して震災以前より往療を行っている施術所によるものであること。

なお、この場合の往療料は、片道16キロメートルまでとして算定した額とし、申請書の摘要欄に、震災により避難した旨、避難年月日、避難前及び避難後の居住場所並びに16キロメートルを超える往療を必要とする具体的理由を記載すること。

4. 対象者

「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」(平成24年7月24日付厚生労働省保険局医保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課事務連絡。別紙参照。)(以下「一部負担金等に関する事務連絡」という。)の2の場合に該当し、保険者から交付された一部負担金等の有効期限が切れていない免除証明書を提示した者。

5. 取扱い期間

一部負担金等に関する事務連絡の2の場合に該当する者については、平成25年2月28日までの施術に係る取扱いとする。

6. その他

この取扱いは、東日本大震災の発生という事態に鑑み、地域を限って緊急やむを得ない措置として行われる特別なものであることから、この取扱いも含め、引き続き療養費支給の適正化に努めるものであること。

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者等(以下「被災被保険者等」という。)の一部負担金等免除証明書(以下「免除証明書」という。)の平成24年3月以降の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」(平成24年1月31日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡。)及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その12)(平成24年3月以降の診療等分の取扱い)」(平成24年1月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。)(以下「1月事務連絡」という。)でお示ししているところです。

今般、免除証明書の取扱いについて、全国の医療機関等で統一的な取扱いがなされるよう、下記のとおり整理しましたので、平成24年9月末までの取扱いを再度御確認いただくとともに、平成24年10月1日以降の取扱いについて、内容を御了知の上、保険医療機関等関係団体に周知いただきますようお願いいたします。

記

- 平成24年9月末日までの免除証明書の取扱いについて (1月事務連絡にて周知済み)
 - 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被災被保険者等については、有効期限が「平成24年2月29日まで」と印字されている免除証明書であっても有効なものとして取り扱うこと。
 - 福島県の以下の町村(※)の国民健康保険の被保険者及び保険証に記載された住所が以下の町村である福島県の後期高齢者医療制度の被保険者については、被保険者証の提示により、免除証明書の提示に代えることができること。
- (※) 広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

2 平成24年10月1日以降の免除証明書の取扱いについて

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域の被災被保険者等の一部負担金の免除措置については、平成24年10月1日以降も継続する予定であるが、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。

したがって、保険医療機関等においては、被災被保険者等が加入している医療保険の種類等にかかわらず、有効期限が切れていない免除証明書を提示した被災被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。

(参考)

事務連絡
平成24年1月31日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する
財政支援の延長等について

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」(平成23年5月2日付け保発0502第3号保険局長通知)において、一部負担金の免除措置の期間を平成23年3月11日から平成24年2月29日までとし、免除措置に対して財政支援すること等としていましたが、今般、財政支援する期間を下記のとおり延長することとしましたので、貴管下保険者及び関係団体においては内容を御了知の上、適切な取扱いがなされるよう御配慮願うとともに、被保険者等に対して別添資料により周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、保険料(税)の取扱い及び財政支援の具体的内容等に関しては、別途通知する予定です。

記

- 一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間の延長について
 - 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等(※1)の全ての住民(全被保険者等)(※2)
 - 平成25年2月28日まで延長すること。
 - 平成24年3月以降についても、平成24年2月29日までと同様の財政支援を予定していること。
 - 東日本大震災による被災区域(警戒区域等以外)の住民のうち、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者(※2)(※3)
 - 平成24年9月30日まで延長すること。
 - 免除措置に係る費用の全額について、特別調整交付金により措置する予定であること。
- (※1) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホ

ットスポット)

(※2) 震災発生後、他市町村へ転出した住民を含む。

(※3) 全国健康保険協会及び健康保険組合においても、警戒区域等以外の被保険者等について、財政支援は行わないが、保険者の判断により一部負担金の免除等を延長することは可能であるので、各保険者において、被保険者の状況を踏まえ、適切に対応いただきたい。なお、全国健康保険協会においては、警戒区域等以外の被保険者等についても、平成24年9月30日まで一部負担金の免除を延長する予定である。

2 免除証明書について

(1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会関係

免除証明書の有効期限は、現在、「平成24年2月29日まで」と印字されているが、平成24年3月以降も、引き続き使用可能なものとして取り扱うこと。

市町村の全域が警戒区域等となっているため、免除証明書の交付を要していない市町村(※4)においては、被保険者証の提示により免除証明書の提示に代えることができることとしているが、この取扱いについては、平成24年3月1日から平成24年9月30日までの期間においても、引き続き継続すること。

なお、平成24年10月1日以降の免除証明書の取扱いについては、免除証明書の交付を要していない市町村も含め、免除証明書の再発行等が必要となるが、具体的な取扱い等については、別途通知する予定であること。

(※4) 広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

(2) 健康保険組合関係

平成24年3月以降は、一部負担金の免除が延長される被保険者等と延長されない被保険者等がいることとなるため、延長される被保険者等の免除証明書を更新し、延長されない被保険者等の免除証明書を回収することが必要であり、適切に対応されたいこと。

なお、免除証明書の更新については、有効期限を更新することで対応しても差し支えないこと。

3 入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置について

入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日までとすること。

なお、関係告示については、平成24年2月中に公布する予定であること。

4 特定健康診査等の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の期間の延長について

特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置は、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等(※1)の住民及び避難者(特定健康診査等の受診対象者)について平成24年度実施分まで延長すること。